

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第38号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（特別還付金の申請期間の起算日）</p> <p>9 条例<u>附則第47項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（特別還付金の申請期間の起算日）</p> <p>9 条例<u>附則第46項</u>に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。